

# きずな

SENBI

2024年4月

第2402号

## 《第44期を迎えて》



代表取締役社長  
中田 義秀

昨年12月、営業推進部課長の松平繁様、設備推進部の藤原尚様がご逝去されました。これまで会社の発展に寄与していただいたご両名のご功績に深く感謝申し上げますとともに、心から哀悼の意を表します。

さて、令和6年も既に3か月が経過しました。

今年は元日から最大震度7という「能登半島地震」が発生し、多くの尊い命が奪われるなど甚大な被害をもたらしました。その翌日の2日には、羽田空港で航空機同士の衝突・炎上する事故が発生し、激動の令和6年を予感させる年明けとなりました。

一方、経済界に目を向けてみますと、日経平均株価は一時的ではありますが史上初めて4万円の台を突破し、ベースアップや一時金についても自動車業界・電機・鉄鋼など大企業で満額や高額回答が続出しています。今後この流れが中小企業に波及されるか注目される所ですが、現時点では殆どの中小企業は、明るい兆しの見えない閉塞感が漂っているのも現実としてあります。

景気が上向いている実感の有無についてのアンケート調査によると、「ない」、「どちらかといえばない」が87, 9パーセントという非常に高い結果の発表もあります。これは歴史的な物価高により、長引く生活苦がなかなか解消されない不満が万人に等しくあることへの表れだと思っています。

そんな中、当社の第43期が無事終わり、新たに第44期が始まりました。

第43期の最終的な数字は現在精査中ですが、概算では売上・利益とも計画を約10%と上乗せできる成果を出していただきました。これも偏に従業員皆様の甚大なるご努力の賜物であり、改めてお礼を申し上げます。

当社は、ビルメンテナンス及び警備の業務をお客様に提供する会社で、「お客様の満足度」が経営内容の尺度となります。そのため、提供するサービスに見合った技術・知識・資格そして接客力が必須で、これらを共に備えた総合力をもってお客様に寄り添った業務提供とサービスが何よりも大切だと考えます。

3月の月間スローガンは、「お客様を大切にしよう」でした。私は、常日ごろから「お客さまに必要とされる会社」にならなければならないと申ししてきました。お客様に必要とされることは、信頼関係の上に成り立つもので、新規業務の受注や値上げ交渉などに欠かせない要素です。どうか44期も、お客様の信頼を得る高度なサービスを提供していただきますようお願いをします。

4月は新年度という緊張感と期待感に溢れる季節です。

また、清々しい春の息吹の中、心身をリフレッシュできる季節でもあります。どうか春を満喫していただき、健康で穏やかな毎日を過ごされることを切に願い、第44期を迎えてのあいさつとします。



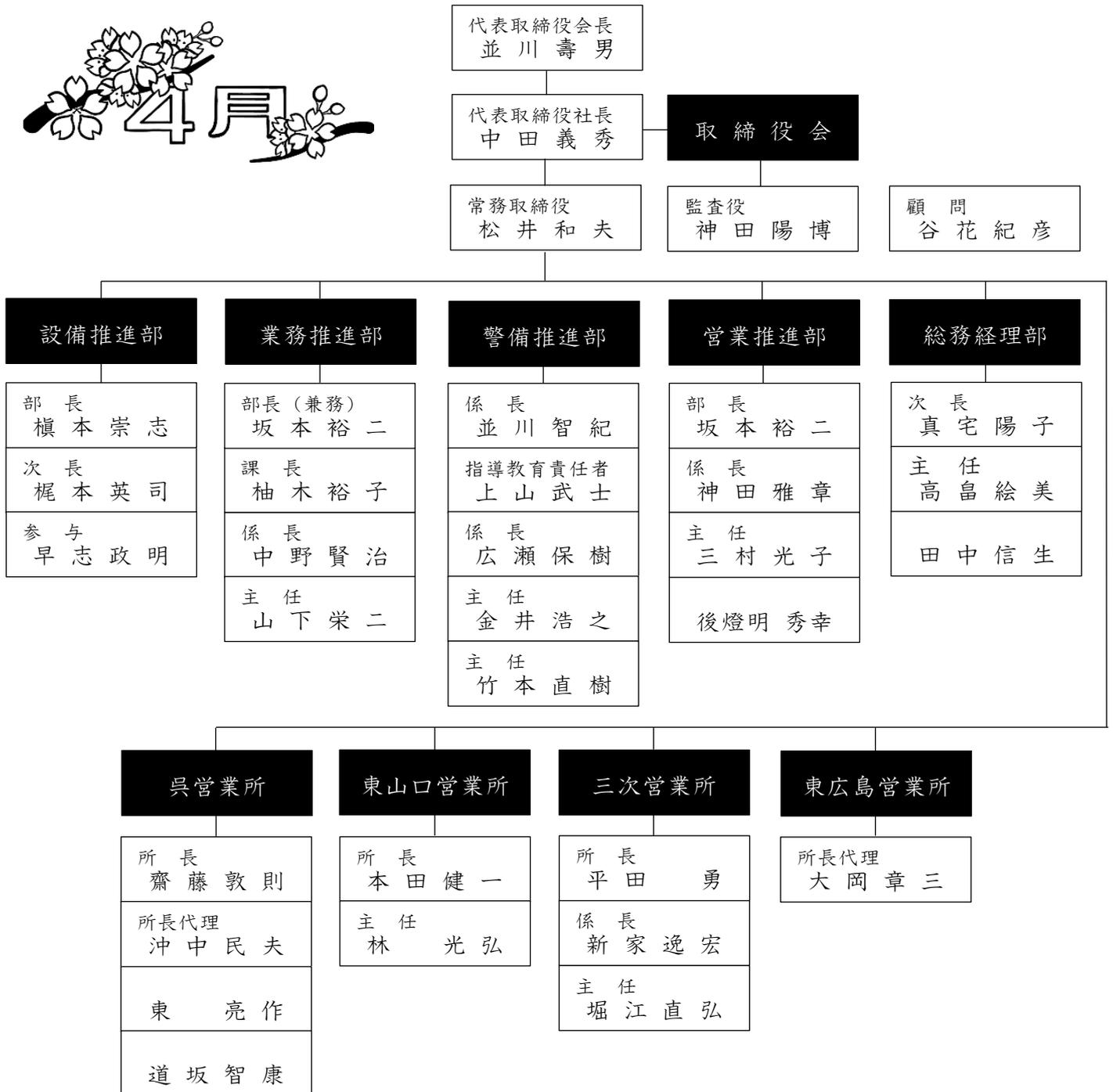
# 人事・組織

## 【令和6年4月1日付け人事異動】

| 《新所属》    | 《氏名》  | 《旧所属》    |
|----------|-------|----------|
| 警備推進部 係長 | 広瀬 保樹 | 警備推進部 主任 |
| 警備推進部 係長 | 並川 智紀 | 警備推進部    |
| 警備推進部 主任 | 竹本 直樹 | 警備推進部    |
| 総務経理部 主任 | 高畠 絵美 | 総務経理部    |



## 【組織図】(令和6年4月1日)



# 就業規則を改正しました

就業規則を改正し、令和6年4月1日に施行しました。

今回の改正は、労働条件通知書が変更になったことを踏まえ、整合性を図るとともに、現状にそぐわない項目及び文言の整理をしたものです。主な改正内容は次のとおりですので周知してください。



## 第6条関係

第6条は、社員の労働時間と休憩時間を定めています。

現行規定では始業午前8時30分、終業午後5時30分、休憩時間は正午から午後1時までの1時間となっています。しかし会社の所定労働時間は「変形労働時間制」を取り入れている関係上、現行規定の労働時間や休憩時間以外で勤務している社員もおられます。このため、これらに該当する社員については労働条件通知書で明示することを追加する改正をしました。

(労働時間及び休憩時間)

### 第6条 略

2 始業、終業の時刻及び休憩時間は次のとおりとする。ただし、この始業、終業の時刻及び休憩時間に該当しない社員については、労働条件通知書で明示する。

|      |                 |    |         |
|------|-----------------|----|---------|
| 始業   | 午前8時30分         | 終業 | 午後5時30分 |
| 休憩時間 | 正午から午後1時まで(1時間) |    |         |

3～4項 略

## 第8条関係

第8条は、時間外、休日及び深夜勤務について定めています。

現行規定では休日勤務を命じるのは所定休日に限っています。しかし36協定の締結により法定休日も休日勤務を命じることができる内容となっていることから、実情に合わせ両休日に勤務させることができるよう改正し、また、新たに項を設け36協定を具体的に条文化する改正をしました。

(時間外、休日及び深夜勤務)

第8条 業務の都合で所定労働時間外、深夜(午後10時から午前5時まで)及び所定休日に勤務させることがある。~~ただし、これは労働基準法第36条に基づき協定の範囲内とする。~~

2 前項の所定労働時間外(所定休日勤務を含む。)及び法定休日勤務については、あらかじめ会社は労働基準法第36条の規定に基づき労働者を代表する者と書面による労使協定を締結するとともに、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。

3～5項 略

## 第10条関係

第10条は、就業規則で規定する労働時間、休憩及び休日の取り扱いを適用除外する者を定めています。

現行規定では、「みなし労働時間」、「裁量労働時間」が適用除外者としていましたが、会社ではこれに該当する者が不在のため削除するとともに、第1号の文言を整理する改正をしました。



(適用除外)

第10条 次の各号のいずれかに該当するものについては、本章の定める労働時間、休憩及び休日に関する規則と異なる取り扱いをする。

- 管理監督職の職務にある者 監督若しくは管理の地位にある者
- みなし労働時間又は裁量労働時間の適用を受ける者
- ~~(3)~~ 行政官庁の許可を受けた監視又は断続的勤務に従事する者

凡例 ○○○～改正      ~~○○○~~～削除

## 労働条件明示の制度改正

従業員採用時又は労働契約更新時に明示する「労働条件通知書」を次のとおり変更し、令和6年4月1日から施行しました。この変更は、労働基準法施行規則の改正に伴って行ったものです。



### ① 就業場所、業務の変更範囲の明示

労働契約時(採用・更新とも)のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所、業務の内容に加え、将来変わることがあり得る就業場所、業務の範囲など「変更の範囲」についても明示すること。

### ② 更新上限の明示

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(更新回数の上限など)の有無と内容の明示をすること。



### ③ 無期転換申込機会の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨を明示すること。

### ④ 無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示をすること。

※ 求人情報の提供の段階でも、労働条件として明示すべき項目をできる限り含めた形で提供することが望ましいとされています。

## 編集後記

＝光陰矢の如し＝

早いもので、今年もあっという間に3か月が経過しました。

「1月往ぬる2月逃げる3月去る」という昔からの言い伝えがありますが、本当に的を得た言葉だと感心しています。

また、年齢を重ねると月日の過ぎるのが早く感じています。若い時代には、少ない時間で処理できたものが、この年になると時間を要することが多くなりました。この時間のギャップが月日の過ぎる速さの違いとして感じるのかもしれませんが。

さらには、「光陰矢の如し」と言う諺もあります。「光」は日、「陰」は月のことで、月日が過ぎるのは放たれた矢のように早いという意味で使われますが、もう一つの意味として、矢は一度放たれたら最後、二度と戻ってくることはなく、月日が早く過ぎ去ることへの憂いにとどまらず、二度と戻らない毎日を大切に過ごささいという教訓としても使われているそうです。

過ぎ去った3か月、「光陰矢の如し」の教えのとおり過ごせなかったことを反省し、これからの時間を大切に過ごしてみようと考えています。

